施設・機械等の支援補助事業の比較(産地支援タイプの国庫事業)

	国庫		国庫			
事業名	強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)	産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策)	産地生産基盤パワーアップ事業(国産シェア拡大事業(園芸作物))			水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進)
			生産体制合理化実践推進支援	新素材活用生産資材の導入支援	出荷作業合理化実践	小口辰来向収益TF彻等八推進事業(都退府崇推進)
	農業振興地域内	農業振興地域內	設定無し	設定無し	農業振興地域内	水田地帯であり、水稲から園芸(野菜、花き)への作付転換
対象地区	高度環境制御栽培施設及び次世代型大規模園芸施設等については、農業振興地	生産支援事業、高度環境制御栽培施設及び次世代型大規模園芸施設について			生産支援事業、高度環境制御栽培施設及	により、園芸産地の育成を図る地区
	域外で設置できる場合がある。	は、農業振興地域外で設置できる場合がある。			び次世代型大規模園芸施設については、	
対象者	県、市町村、農業者の組織する団体等	県、市町村、農業者の組織する団体等	生産者団体	生産者団体	生産者団体	生産者団体、 生産者・実需者・地方自治体等から構成される協議会
対象となる 内容 (主な要件等)	集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の産地基幹施	・整備事業(集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の	加工・業務用野菜の契約取引拡大に	ア、イのいずれか又はア、イの両方	集出荷貯蔵施設の整備。ただし11型	・産地の合意形成(検討会の開催、現地講習会、先進地視察
	設	産地基幹施設など)	必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫	に取り組むことができる。	プラスチックパレットの導入に必要	等)、栽培技術の確立に向けた取組等(実証ほ場での栽培試
	・総事業費5,000万円以上	・生産支援事業 (農業機械のリース、パイプハウスの資材、果樹の改植など)	等の設備のリース導入	ア野菜の生産拡大に必要な生分解性	な以下の取組に限る。	験、生産者間の勉強会)、にかかる経費
	・受益農業従事者が5名以上			マルチの導入の支援	ア、導線の変更に伴うレール改修等	
	・品目別に受益面積要件がある。			イ生分解性マルチの導入による効果	の施設改良	・機械のリース(トラクター、汎用性の高いもの、中古機械
	(露地野菜)10(5)ha、(施設野菜)5(3)ha以上	・品目別に受益面積要件がある。	· # // 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	等の情報発信に係る取組	イ、パレタイザー、フォークリフト	は対象外)
	※カッコ書きは中山間地域の場合	(露地野菜)10(5)ha、 (施設野菜) 5(3)ha以上	リー、ねぎ、ほうれんそう、かぼ	・重点7品目加算(たまねぎ、ブロッコ		
	・低コスト耐候性ハウス500㎡以上、高度環境制御栽培施設制限なし、次世代	※カッコ書きは中山間地域の場合	ちゃ、にんじん、えだまめ)	J-、ねぎ、ほうれんそう、かぼ		・鉄骨ハウス等のリース、パイプハウス等の資材費
	型大規模園芸施設1ha以上等の特例あり		なお、総出荷量又は総出荷額のうち	ちゃ、にんじん、えだまめ)	リー、ねぎ、ほうれんそう、かぼ	
	・同種・同能力の施設等の更新は対象外	・同種・同能力の施設等の更新は対象外	7品目が占める割合を25%以上とす		ちゃ、にんじん、えだまめ)	・同種・同能力の機械等の更新は対象外
	・GAPの取組を要件化	・整備費等が50万円以上	ることが必須	情報発信の取組加算	なお、総出荷量又は総出荷額のうち	
			4 (O) () 4 THE O THE O	・環境負荷低減事業活動計画等によ	7品目が占める割合を25%以上とす	
	補助率: 1/2、1/3以内(内容によってその他の補助率あり)	補助率: 1/2以内	1/2以内、1事業計画当たりの補助限 度額は5千万円	※1事業計画当たりの補助限度額	1/2以内	補助率:ハード1/2以内、ソフト定額
補助率及び	上限:施設の種類、品目別に設定がある。	上限:施設の種類、品目別に設定がある。				
		果樹の改植は定額	※本体価格が50万円以上のものに限			
補助金額上限			>	場合は2千5百万円(ただし、イの 取組については50万円を上限)、イ		
				収組については50万円を上限)、1 のみ取り組む場合は50万円。		
	目標を2つ設定	産地として以下のいずれかの成果目標を設定	・契約栽培の割合を10%以上増加さ	のみ取り担も場合は50万円。		産地として以下の成果目標を設定
目標設定	施設の種類、品目別にメニュー表から選択する。	①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減	せ、かつ契約栽培の割合全体を50%			・目標年度に新しく育成される産地規模の契約取引割合30%
	併せて費用対効果を算出し、効果が費用を上回る必要がある。	②販売額又は所得額の10%以上の増加	以上とすること	・対象品目の全出荷量に占める契約		・日保牛及に制しく自成される産地が狭い大約取引割日30%
	所とて具用対別末を昇出し、別末が具用を工画な必要がある。	③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること	かつ、	栽培取引量を10%以上増加	単位面積又は単位収量当たりの集	W.T.
		④需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率	・単位面積当たり又は単位収量当た	または、	出荷・販売経費(卸売手数料を除	
		100%	りの労働時間を10%以上縮減する生	・10a当たり労働時間を10%以上削	く。) を 5 %以上削減すること	
		⑤輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加(新たに輸出に取り組む場合、	産とすること(労働生産性の10%以	滅		
		総出荷額に占める輸出向け出荷額5%以上又は輸出向け年間出荷量10トン以	上を向上)			
配分基準	目標設定の水準によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業か		目標設定の水準、受益者数、事業内容	▲ 学によって決められたポイントを算出し	L 、ポイントの高い事業から予算の範	産地規模、成果目標の契約取引割合によって決められたポイ
此力整年	ら予算の範囲内で配分となる。	ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。	囲内で配分となる。			ントを質出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分
	R3当初:141億円の内数	R2補正:341億円	R2当初:11億円の内数 R4補正:25億円 R3当初:10億円の内数			
予算額	R4当初:125億円の内数	R3補正: 310億円				
	R5当初:120億円の内数	R 4 補正: 306億円				R4当初:10億円の内数